東京の若者は、3割強が消費者トラブルに遭遇!

~若者の消費者被害に関する調査結果~

東京都では、若者の消費者被害の実態を把握し、今後の情報発信の参考とするため、都内在住の若者を対象に消費者被害の状況、情報発信、消費者教育等について調査を実施しました。その結果をお知らせします。

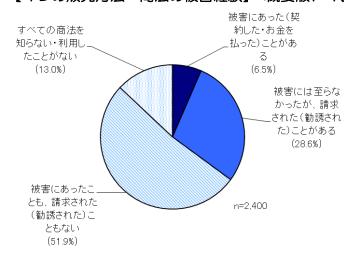
《調査の概要》

調査対象:都内に在住する18歳以上29歳以下の男女2,400人調査期間:令和2年11月20日(金)から12月3日(木)まで

調査実施方法:WEB アンケート調査

若者の3割強が消費者トラブルに遭遇!

【4つの販売方法・商法の被害経験】<概要版P4、報告書P8>

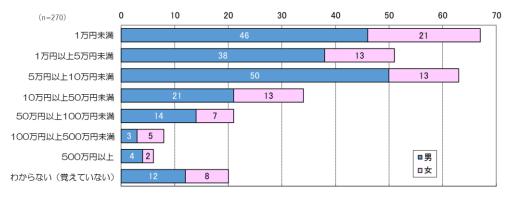


「インターネット通販」「架空請求・不当請求」「マルチ商法」「アポイントメントセールス」の4つの商法を挙げて被害にあったことがあるか聞いたところ、全体の6.5%が「被害にあった(契約した・お金を払った)ことがある」と回答した。さらに、「被害には至らなかったが、請求された(勧誘された)ことがある」が28.6%となっており、実際の被害にあった人と合わせると、35.1%が何らかの消費者トラブルに遭遇している。

100 万以上の被害も発生!

実際の被害にあった人に被害金額を聞いたところ、10万円未満までの区分で全体の7割弱を占めており、最も多い回答は1万円未満である。一方で100万円以上の被害は14人発生しており、500万円以上の被害も発生している。

【4つの販売方法・商法による被害の金額】〈概要版P5〉



詳しくはこちらをご覧ください。





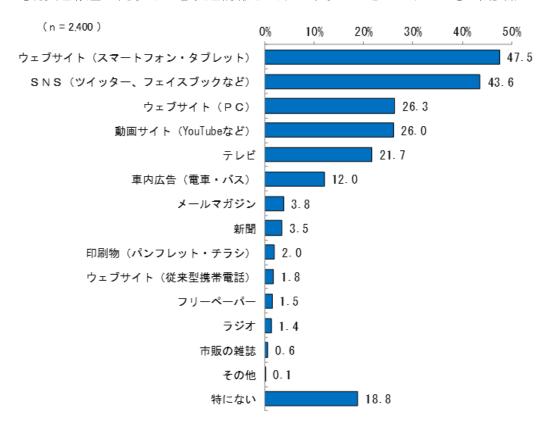
【問合せ先】

生活文化局消費生活部企画調整課電話 03-5388-3076(直通)

注意喚起情報を入手しやすいと思うメディアはインターネット関連が上位

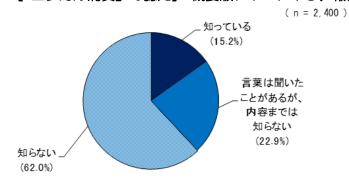
注意喚起情報を入手しやすいと思うメディアについては、「ウェブサイト(スマートフォン・タブレット)」と「SNS」が4割台と高く、「ウェブサイト(PC)」が26.3%、「動画サイト(YouTube など)」が26.0%とインターネット関連のメディアが上位を占めている。

【消費者被害に関する注意喚起情報を入手しやすいと思うメディア】 <概要版P7、報告書P62>



「エシカル消費」を知っているのは1割台半ば

【「エシカル消費」の認知】〈概要版P7・P15、報告書P77〉



「エシカル消費」を知っているかについては、「知っている」が 15.2%となっており、平成 28 年度 (6.1%) に比べ、9.1 ポイント増加している。

※エシカルとは「倫理的」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費行動のことを「エシカル消費」という。

※調査結果の概要は、別添資料をご覧ください。

※調査結果報告書(全文)は、こちらを御覧ください。

⇒「東京くらしWEB」 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/chousa_etc/

